



# 人格と個性を尊重し合う社会を 障害者差別解消法が施行

☎1003553

## 障

害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行されました。

この法律の施行により、左表のことが義務付けられます。

◆**不当な差別的取り扱いとは**  
障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為。

対象	不当な差別的取り扱い	障害者への合理的配慮
行政機関	<b>禁止</b> 不当な差別的取扱いが禁止されます。	<b>法的義務</b> 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者	<b>禁止</b> 不当な差別的取扱いが禁止されます。	<b>努力義務</b> 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

## ◆合理的配慮とは

障害のある方から何らかの配慮を求め、意思の表明があった場合に行う、負担になり過ぎない範囲の、社会的障壁を取り除くために必要な配慮。

## ◆障害者差別に関する相談窓口

**田原市役所 地域福祉課**  
☎23-3697 FAX23-3545  
✉fukushi@city.tahara.aichi.jp

**田原市障害者総合相談センター**  
☎23-3812 FAX23-3110  
✉shogaisha-sodan@chorus.ocn.ne.jp

## ◆障害者雇用促進法が改正

すべての事業主は、雇用のあらゆる局面で障害者であることを理由とした差別的取扱いが禁止されます。障害者の募集・採用時や採用後の作業環境などに障害特性に応じた配慮（合理的配慮）の提供が義務付けられます。

## ◆豊橋公共職業安定所

☎(0532)527149

## 市民緑花まつり実行委員会

☎1003553

### 第13回市民緑花まつり

日時=5月4日(祝) 午前9時30分～午後3時

場所=サンテパークたはら

内容=植木市、用土・花苗などの販売、創作花壇展示、フラワー教室ほか

#### ◆参加者募集

#### 【フラワー作品展示】

緑花まつりの会場を、オリジナルの「フラワー作品」で飾りつけてみませんか。

募集作品=プランター、コンテナガーデン、ハンギングバスケットなど

募集点数=先着30点(1人2点まで)

その他=作品に特定の規格なし/各自運搬が可能な作品に限る/参加者には園芸資材をプレゼント

#### 【フラワー教室】

内容は表のとおり/完成作品は持ち帰り

申込=いずれも4月26日(火)までに電話・FAXにて(FAXは、住所・氏名・電話番号・参加部門・教室名を明記)

▶街づくり推進課 ☎23-3524 FAX22-3811

教室名	時間	参加料	定員
ハンギングバスケット教室 (ドーナツバスケット) 講師▶ガーデリア・ジジ	9:30 ~10:00	1,800円	15名 (先着順)
ハンギングバスケット教室 (スリットバスケット) 講師▶ガーデリア・ジジ	13:00 ~14:00	2,000円	15名 (先着順)
コンテナガーデン教室 (寄せ植え) 講師▶笹木里美	10:10 ~10:40	800円	各12名 (先着順)
	13:00 ~13:30		
プリザーブドフラワー教室 講師▶リュバンフローラル	11:00 ~12:00	1,000円	10名 (先着順)
キッズフラワー教室 講師▶リュバンフローラル 対象=年長~小学生(保護者同伴)	13:40 ~14:40		10組 (先着順)
ミニブーケ教室(生花) 講師▶荒木英理	10:20 ~11:00	1,000円	各8名 (先着順)
	13:00 ~13:40		
フラワーアレンジメント教室 講師▶Nフラワーデザインイン ターナショナル優花	10:00 ~14:00 随時参加可	500円	20名 (先着順)